

## 用語集

### あ行

#### 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園のこと。

### NPO

Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイズーション）の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。

### オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称のこと。

### か行

#### 街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。

#### 緩衝緑地

工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界部分において設けられる緑地のこと。

#### 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。

#### 高齢化率

総人口に対する65歳以上人口が占める割合のこと。

#### 国家戦略特区

「世界で一番ビジネスをしやすい環境」を作することを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度のこと。

### さ行

#### 市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

#### 市街化調整区域

都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域のこと。

#### 施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設のこと。

#### 自然公園(区域)

自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園のこと。

#### 児童広場

おおむね330㎡以上の面積を有する児童の遊び場としての広場のこと。

#### 児童遊園

おおむね660㎡以上の面積を有する児童の遊び場としての広場のこと。

#### 人口フレーム

計画や事業実施規模の目安として、将来推計人口に基づく、およその人口の枠組のこと。

#### シンボルライン

下松市の市街地を象徴し、JR下松駅周辺と周防花岡駅周辺を結び、商業施設や各種の集客施設、公共施設等が集積する市道中央線、県道下松鹿野線を中心に幅を持った帯状のエリア。下松市都市計画マスタープランに位置づけている。

## 生産年齢人口／生産年齢人口比率

労働市場に現れる可能性のある人口のことで、15歳以上65歳未満の年齢人口をいう。

生産年齢人口比率は、総人口に対する生産年齢人口が占める割合のこと。

## 生産緑地地区

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法第3条第1項の規定に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区のこと。

## 生産緑地法

生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする法律。

## 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。

## その他公園

都市公園及び児童遊園、児童広場、その他広場以外の公園のこと。

## その他広場

開発等により整備された公園のうち、比較的規模の小さい公園のこと。

## た行

### 地域制緑地

一定の区域について、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地のこと。

## 田園居住地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる地域のこと。平成30年4月に都市計画法上の新たな規制の仕組みとして導入された。

## 都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。

## 都市計画公園

都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設のこと。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

## 都市公園

都市計画公園のうち、公園として整備されているもの、もしくは都市計画公園でなくとも都市計画区域内において、地方公共団体または国により公園として設置・告示された施設のこと。

## 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

## 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地のこと。

## 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。

## な行

### 年少人口／年少人口比率

15歳未満人口のこと。

年少人口比率は、総人口に対する年少人口が占める割合のこと。

### 農業公園

農業を通して土に親しみ、植物の生育と土との関係、自然の仕組みや食料の大切さについて理解を深める機会を提供するために、食育活動や自然体験の拠点として整備された公園のこと。

### 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るために県知事が指定する地域のこと。

### 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域のこと。

## は行

### PFI

正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

### ヒートアイランド現象

都市部の気温が、郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。原因として、水辺や緑地の不足、都市地表面のアスファルトやコンクリートへの蓄熱等が考えられている。

### 防災公園

災害発生の際に、広域的な避難地、火災の延焼防止、救助・救援部隊やボランティア等の活動拠点、復旧・復興活動拠点、仮設住宅用地などとして活用可能な大規模公園のこと。

## ポケットパーク

都市生活の中で潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

## ら行

### 緑化協定

都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。

### 緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地のこと。

## わ行

### ワークショップ

あるテーマについて、様々な人々が技術や知恵を出し合い、グループ作業によりデザインの提案等を行う方法で、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されており、グループの創造行為と合意形成に重点が置かれ、形式張っていない方法のこと。